

子育て支援にかかる動画制作・広報業務委託
企画提案募集要項

令和6年3月

福岡市こども未来局こども政策部こども政策課

本募集要項は、「子育て支援にかかる動画制作・広報業務委託」(以下、「本業務委託」という。)に係る契約相手方候補を選定するための提案競技(以下、「本提案競技」という。)について、留意すべき事項を定めたものである。

本提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を理解した上で、提案を行うこと。

1 事業の目的

福岡市(以下、「本市」という。)では、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいる。

この支援内容を分かりやすく紹介する動画を制作し、プッシュ型で配信することにより、子育てに対する安心感を高めるとともに、実際に支援を利用してもらうことで子育てにかかる負担の軽減を図ることを目的とする。

2 本業務委託の概要

(1) 件名

子育て支援にかかる動画制作・広報業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 提案限度額

5,300,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 委託業務の内容

資料1「仕様書」のとおり

3 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。

- (1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:委託)」の申請区分業種「広告宣伝」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者の決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間があるものでないこと。

※措置要領は福岡市契約情報 HP を参照のこと

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件以外等しない者であること。
- (5)市町村税を滞納していない者であること。
- (6)消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (7)会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 スケジュール

- (1)募集開始……………令和6年3月 29 日(金)
- (2)質問書締切……………令和6年4月5日(金)17時 必着
- (3)質問の回答……………令和6年4月 10 日(水) 予定
- (4)参加申込締切……………令和6年4月 15 日(月)17時 必着
- (5)参加辞退締切……………令和6年4月 22 日(月)17時 必着
- (6)企画提案書締切……………令和6年4月 26 日(金)17時 必着
- (7)一次審査(書類審査)結果通知……………令和6年5月7日(火) 予定
- (8)二次審査(プレゼンテーション)……………令和6年5月 10 日(金) 予定
- (9)結果通知……………令和6年5月 15 日(水) 予定
- (10)契約締結……………令和6年5月中旬頃 予定

※スケジュールは都合により変更となる場合がある。

5 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、様式3「質問書」を令和6年4月5日(金)17時までに「15 問い合わせ・提出先」宛に電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。質問に対する回答は、令和6年4月10日(水)に本市ホームページに掲載予定。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

6 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、以下のとおり参加申込書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月15日(月)17時必着

(2) 提出書類

下記の書類を、提出すること。

①提案競技参加申込書(様式1)

②会社概要(事業概要が分かるパンフレット等でも可)

(3) 提出先

「15 問い合わせ・提出先」のとおりに

(4) 提出方法

- ・提出先へ(2)の提出書類の原本を郵送または持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。
- ・郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールの送付後に、参加申込書を提出した旨を電話で連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_参加申込書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

(5) 提出部数

原本:1部、電子データ:1ファイル

7 参加辞退

提案競技参加申込書を提出した者が参加を辞退する場合は、令和6年4月22日(月)17時までに、様式2「提案競技参加辞退届」を「15 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出すること。また、辞退届を提出した際は、その旨を電話で連絡すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月26日(金)17時必着

※提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

① 企画提案書及び提案競技課題

- ・資料1「仕様書」及び資料2「企画提案書及び提案競技課題作成要領」を踏まえて作成すること。

② 見積書

- ・枚数制限なし、A4サイズとする。(様式自由)
- ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするともに、「2(3) 提案限度額」に留意すること。
- ・経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載すること。

(3) 提出先

「15 問い合わせ・提出先」のとおり

(4) 提出方法

- ・提出先へ(2)の提出書類の原本を郵送または持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。ただし、提案競技課題のうちスライドショー動画については、DVD(MP4形式)にて提出することとし、電子メールによる提出は不要とする。
- ・郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールについては、送付後に企画提案書等を提出した旨を電話で連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

(5) 提出部数

原本8部(正本1部及び副本7部)、電子データ 1ファイル

※ただし、提案競技課題のうちスライドショー動画は、DVD(MP4形式)2枚とする。

9 提案内容の審査

(1) 一次審査(書類審査)

提案者が多数の場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査(プレゼンテーション)参加対象者を5社程度選出する。

審査の結果は、令和6年5月7日(火)(予定)に全提案者へ電子メールで通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査によって選出された提案者によるプレゼンテーションを実施することとし、時間や会場等の詳細は各参加者へ別途連絡する。

① 日時

令和6年5月10日(金) 予定

②内容

- ・説明 10 分、質疑応答 10 分(1者につき計 20 分程度)
- ※出席者は1者2人までとする。(複数の者で共同提案を行う場合も同じ)
- ※企画提案書等、市へ提出済みの書類をもとに説明を行うこと。

(3) 審査方法

- ・最優秀提案者を選定するために本市が設置する提案競技選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、事業者から提出された企画提案書その他関係資料、プレゼンテーションの内容等を基に審査を行い、資料3「評価項目配点表」に基づき審査を行い、最も得点が高い者を最優秀提案者とする。
- ・ただし、点数が最低基準点(60点)に満たない場合は最高得点者であっても最優秀提案者としない。
- ・また、最低基準点を満たす最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。なお、内容点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ最優秀提案者を決定する。

(4) 契約相手方の決定方法

最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(5) 結果通知

令和6年5月15日(水)(予定)に二次審査参加者へ電子メールで通知するとともに、最優秀提案者については、本市ホームページ上で公表する。

10 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、契約に至った場合に使用するほかは、本提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類は、提案書類の事務に必要な場合に複製することがある。
- (4) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (5) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など)を除き、公開の対象となる。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 選考委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

12 契約

選考委員会での選定された最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

13 その他留意事項

(1) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めない。

(2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(5) 審査結果に関する質問には一切回答しない。

(6) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。

(7) 選定された提案は、本市との協議により、内容の変更を求めることがある。

(8) 資料1「仕様書」の業務内容については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議の上、変更することがある。

(9) 本委託業務の全部または主な部分を第三者に委託することは禁止する。

14 添付資料

[資料]

- ・資料1 仕様書
- ・資料2 企画提案書及び提案競技課題作成要領
- ・資料3 評価項目配点表

[様式]

- ・様式1 提案競技参加申込書
- ・様式2 提案競技参加辞退届
- ・様式3 質問書

[参考資料]

- ・参考1 子育て支援策の概要

・参考2 ふくおか子育て情報ガイド

15 問い合わせ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 13 階

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課（担当：岩倉）

電話番号：092-707-1019

メールアドレス：kodomoseisaku.CB@city.fukuoka.lg.jp

※来庁及び電話の受付時間は、平日9時 30 分～12 時及び 13 時～17 時